

貸借対照表

2021年12月31日 現在

株式会社sustenキャピタル・マネジメント

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	440,987	【流動負債】	68,893
現金・預金	345,930	預り金	25,899
顧客分別金信託	50,000	未払金	166
前払費用	14,324	未払費用	42,827
未収運用受託報酬	413	仮受金	
未収消費税等	30,204	未払法人税等	-
その他の流動資産	115	【固定負債】	-
【固定資産】	76,611	その他の固定負債	-
有形固定資産	40,518	負債の部合計	68,893
建物附属設備	23,864	純資産の部	
器具備品	16,654	科目	金額
無形固定資産	323	【株主資本】	450,731
ソフトウェア	323	資本金	100,000
投資その他の資産	35,769	資本剰余金	905,847
長期差入保証金	32,736	資本準備金	465,847
長期前払費用	3,033	その他資本剰余金	440,000
【繰延資産】	2,545	利益剰余金	△ 555,116
創立費	120	その他利益剰余金	△ 555,116
株式交付費	2,424	繰越利益剰余金	△ 555,116
		(うち当期純損失)	△ 433,482
		【新株予約権】	520
		純資産の部合計	451,251
資産の部合計	520,144	負債・純資産合計	520,144

【注記事項】

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

売買目的有価証券 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 定率法（ただし建物附属設備に関しては定額法）によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 8年

器具・備品 3～15年

② 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用 均等償却によっております。なお、主な償却期間は5年であります。

3. 繰延資産の処理方法

① 創立費 5年間の均等償却によっております。

② 株式交付費 3年間の均等償却によっております。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（未適用の会計基準等）

・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）

・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）

（1）概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

（2）適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改定され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

(単位：千円)		
	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
有形固定資産	1,196	6,268